

証券コード 2435
平成20年6月12日

株 主 各 位

北九州市小倉北区大島1丁目7番19号
株 式 会 社 シ ダ ー
代表取締役社長 山 崎 嘉 忠

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号
ステーションホテル小倉（JR小倉駅ターミナルビル）
TEL（093）541-7111
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第27期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 第27期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.cedar-web.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、民間需要を中心として緩やかな回復基調が続いておりましたが、サブプライム問題に端を発した金融不安に加え原油や原材料の急激な高騰等により、企業収益や設備投資に翳りが見られるなど、景気の先行きに不透明感が増して参りました。

介護サービス業界では、一部の介護事業者が介護報酬の不正請求を摘発される事件をうけて、国や行政から介護サービスの質の向上やコンプライアンスに対する管理体制の強化が求められました。また、都市部において介護職員の人材不足も問題化しており、業界を取り巻く環境は厳しい状況の中、推移いたしました。

このような状況のもと当社におきましては、一部のサービスでは利用者の子防給付への移行による利用単価の低下もみられましたが、人員配置や業務手順の見直し等、効率的な運営に取り組むことで利益率の改善を図って参りました。また、昨年度新規に開設した有料老人ホームにおいて、入居者獲得の積極的な営業活動を展開しており、着実に施設稼働率を向上させております。

この結果、当期の売上高は59億21百万円（前年比31.0%増）となり、営業利益は56百万円（前年比459百万円増）、経常利益は42百万円（前年比449百万円増）、当期純利益は16百万円（前年比263百万円増）となりました。

当社といたしましては、当期の剰余金の配当につきまして、株主の皆様への利益還元は重要な課題であると認識しておりますが、将来の事業展開と経営体質の強化、当期の業績や経営環境等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業部門別	売上高	前期比増減
デイサービス事業	2,760百万円	△0.7%
施設サービス事業	2,449百万円	145.5%
在宅サービス事業	711百万円	△4.0%
合計	5,921百万円	31.0%

1. デイサービス事業

当事業部門におきましては、利用者の予防給付への移行の影響による利用単価の減少もありましたが、既存デイサービス施設の登録利用者数の獲得や施設稼働率は、計画の範囲内で推移いたしました。その結果、売上高は27億60百万円（前年比0.7%減）となりました。

2. 施設サービス事業

当事業部門におきましては、昨年度、開設した有料老人ホームの利用者獲得に注力し、施設稼働率の向上に努めました。当期におきましては、茨城県ひたちなか市に「ラ・ナシカ ひたちなか」を開設いたしました。その結果、売上高は、24億49百万円（前年比145.5%増）となりました。

3. 在宅サービス事業

当事業部門におきましては、平成18年4月の介護報酬改定の影響もあり、訪問ヘルパーや訪問リハビリの利用者の減少に伴い、売上高は低調に推移いたしました。その結果、売上高は7億11百万円（前年比4.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は4億5百万円で、その主なものは賃借設備の購入1億85百万円、次期開設予定の有料老人ホームの敷金・建設協力金等1億63百万円であります。

③ 資金調達の状況

銀行からの短期借入により12億28百万円の資金調達をいたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (自 16. 4. 1) 至 17. 3. 31)	第 25 期 (自 17. 4. 1) 至 18. 3. 31)	第 26 期 (自 18. 4. 1) 至 19. 3. 31)	第 27 期 (自 19. 4. 1) 至 20. 3. 31)
売 上 高(千円)	3,649,015	4,251,819	4,519,420	5,921,534
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	288,201	297,187	△406,010	42,997
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	164,842	166,354	△247,217	16,035
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	31.34	28.99	△43.08	2.79
総 資 産 (千円)	3,712,147	4,231,954	4,858,202	5,286,954
純 資 産 (千円)	988,060	1,125,725	849,818	865,853

- (注) 1. 第26期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第24期の状況につきましては、福岡地区で黒崎、滋賀地区で建部、千葉地区で馬橋、新柏、鎌ヶ谷の5デイサービス施設を新規展開いたしました。
3. 第25期の状況につきましては、福岡地区で和白、山口地区で幡生の2デイサービス施設を新規展開し、介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ」では、福岡地区に「ふじまつ」「みとま」「ちはや」、千葉地区に「あすみが丘」、四国地区に「こうざい」の5施設を新規展開いたしました。
4. 第26期の状況につきましては、施設サービス事業において、介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ」を、四国地区に「もりまつ」、大阪地区に「つるみ」「かみいし」、千葉地区に「たかしな」「こぶけ」、北海道地区に「ていね」「あさり」、中国地区に「くらしき」「くにとみ」の9施設を新規展開いたしました。
5. 第27期の状況につきましては、前記「①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
6. 第27期より税抜き方式を採用したため、第27期の売上高には消費税等は含まれておりません。第24期、第25期及び第26期については、税込み方式を採用しているため、一部売上高には消費税等が含まれております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①介護保険制度の改正について

平成18年4月から介護保険制度が改正され、基本的な方針として要介護認定者の約半数を占める軽度の要介護者を対象に「新予防給付」を創設し、介護予防のための効果的、効率的な自立支援、サービスの提供を行うことで要介護者の増加抑制をはかり給付の適正化を推進する考えです。

このような状況の中、当社といたしましては、介護予防事業への取り組みを積極的に行うことで、新たな介護需要を創出し、市場の拡大を図ります。また、本格的に参入した有料老人ホーム事業におきましても、リハビリテーションにおける豊富なノウハウを積極的に活用し、快適、上質なサービスに加え、当社の強みを生かした施設を展開し、他社との差別化を目指す考えです。また、今後も予想される介護保険制度の改正においても、リハビリテーションに特化したサービスで柔軟に対応し、サービスの向上と業容の拡大を図って参りたいと考えております。

②人材の確保について

当社の事業の拡大に伴い、サービスを提供する人材の確保は重要な課題の一つとして認識しております。有資格者や介護経験の豊富な職員を適正に配置するため、雇用条件の見直しや、働きやすい職場環境を構築することに努めております。また、各種教育研修プログラムの充実を図ることでサービスの質の向上や優秀な人材の育成に取り組んでおります。

③法令遵守への取り組みについて

当社は、介護保険制度のもと、介護サービス事業を営んでいくうえで関係法令を遵守することは勿論、社会的な責務の遂行や地域での信頼関係を構築することを第一に考えております。当社としましては、事業所での教育指導の徹底を図るとともに、内部監査体制の強化や社員教育やマニュアルの整備等を行うことで、法令を遵守した適切な事業運営に努めて参る所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社は、主に介護保険法の適用を受ける介護サービス事業を行っております。各事業部門の主なサービスの内容は、以下のとおりであります。

① デイサービス事業

デイサービス施設において、介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して、食事・入浴・機能訓練・日常生活の介助等のサービスを提供しております。

② 施設サービス事業

介護付有料老人ホームにおいて、介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して特定施設介護サービス計画に基づいて食事・入浴・排せつ・機能訓練等の日常生活全般をサポートする介護サービスを提供しております。

③ 在宅サービス事業（注）

i 訪問看護・訪問リハビリテーション

医療保険法・介護保険法の適用を受け、医師の指示書に基づき、看護師や理学療法士・作業療法士が利用者のご自宅に訪問しサービスを提供しております。

ii ホームヘルパー

介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して、介護福祉士やヘルパー資格保持者が利用者のご自宅に訪問し、生活全般にわたる援助や身体介助のサービスを提供しております。

iii ケアプラン

介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して、ケアマネージャーが利用者一人ひとりの要望と必要に応じたサービス計画を作成し適切な介護サービスの選定やマネジメントを行うサービスを提供しております。

(注) 当事業年度より、従来の訪問看護事業、ヘルパー事業、ケアプラン事業を一元的に管理し、相互のサービスをより効果的に機能させるため、在宅サービス事業として統合し、部門管理をいたしております。したがって、今後の当社の事業部門は、デイサービス事業、施設サービス事業、在宅サービス事業の3事業部門に集約しております。

(6) 主要な事業所 (平成20年3月31日現在)

本 社	福岡県北九州市小倉北区大島
-----	---------------

デイサービスセンター		22施設 (あおぞらの里)
下 関	関	山口県下関市今浦町
下 関 幡 生	幡 生	山口県下関市幡生本町
小 文 字	文 字	福岡県北九州市小倉北区大島
戸 ノ 上	ノ 上	福岡県北九州市門司区大里戸ノ上
徳 力	力	福岡県北九州市小倉南区南方
宇 佐 町	佐 町	福岡県北九州市小倉北区宇佐町
黒 崎	崎	福岡県北九州市八幡西区黒崎 (グループホーム併設)
香 住 ケ 丘	住 ケ 丘	福岡県福岡市東区香住ヶ丘
古 賀	賀	福岡県古賀市今の庄
舞 松 原	松 原	福岡県福岡市東区舞松原
福 岡 西	岡 西	福岡県福岡市西区野方
和 白 丘	和 白 丘	福岡県福岡市東区和白丘
行 橋	橋	福岡県行橋市道場寺
豊 前	前	福岡県豊前市三毛門
八 千 代	千 代	千葉県八千代市高津
薬 円 台	円 台	千葉県船橋市薬円台
花 見 川	見 川	千葉県千葉市花見川区畑町
六 高 台	高 台	千葉県松戸市六高台
馬 橋	橋	千葉県松戸市馬橋
鎌 ケ 谷	ケ 谷	千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷
新 柏	柏	千葉県柏市豊住
建 部	部	滋賀県東近江市建部日吉町

介護付有料老人ホーム 15施設（ラ・ナシカ）	
て い ね	北海道札幌市手稲区手稲本町
あ さ り	北海道小樽市新光
ひ た ち な か	茨城県ひたちなか市馬渡
あ す み が 丘	千葉県千葉市緑区あすみが丘
た か し な	千葉県千葉市若葉区東寺山町
こ ぶ け	千葉県千葉市稲毛区小深町
つ る み	大阪府大阪市鶴見区今津北
か み い し	大阪府堺市堺区神石市之町
く に と み	岡山県岡山市国富
く ら し き	岡山県倉敷市青江
こ う ざ い	香川県高松市香西本町
も り ま つ	愛媛県松山市森松町
ふ じ ま つ	福岡県北九州市門司区藤松
み と ま	福岡県福岡市東区三苦
ち は や	福岡県福岡市東区松崎

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
534 (630) 名	41 (164) 名	38.1歳	3.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び登録社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社大分銀行	774百万円
株式会社山口銀行	772
株式会社西日本シティ銀行	743
株式会社三井住友銀行	474
株式会社三菱東京UFJ銀行	342
株式会社福岡銀行	300
株式会社十八銀行	200
株式会社佐賀銀行	124

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,738,000株
- (3) 株主数 1,612名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
山 崎 嘉 忠	1,457千株	25.4%
株式会社ビジネスラスト	969	16.9
有限会社タチバナ	600	10.4

(注) 出資比率は発行済みの普通株式の総数を分母に計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
取締役社長 (代表取締役)	山 崎 嘉 忠	
専務取締役	座小田 孝 安	営業本部長
取 締 役	松 尾 剛	管理本部長
取 締 役	吉 木 伸 彦	(株)ビジネストラスト代表取締役社長
取 締 役	川 野 好 彦	(株)小倉屋代表取締役社長
常勤監査役	寺 戸 靖 和	
監 査 役	板 鳥 博 子	板鳥司法書士事務所
監 査 役	江 口 博 明	西部沢井薬品(株)代表取締役社長

- (注) 1 取締役吉木伸彦氏及び取締役川野好彦氏は、社外取締役であります。
2 監査役板鳥博子氏及び監査役江口博明氏は、社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2)	25,200千円 (1,800)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	6,000 (1,200)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	31,200 (3,000)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

- ・取締役吉木伸彦氏は、株式会社ビジネス・トラストの取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社ビジネス・トラストとの間にコンサルティング契約を締結しております。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・監査役江口博明氏は、株式会社メディカル・光の社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 吉木信彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。主に会計面の豊富な知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 川野好彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 板島博子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 江口博明	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、吉木伸彦氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、企業行動指針を定め、リスク管理及びコンプライアンスに関する体制を全体に統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。
 - ② コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス管理規程を定め、周知・徹底することとしております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報について、法令及び文書・情報に係る社内規定に従い、適切に保存・管理を行うこととされております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社の経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを把握し管理を行うため、リスク管理規程を定め、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。
 - ② リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制にかかる最高責任者、及び各部門内のリスク管理に係るリスク管理責任者及びリスク管理担当者を定め、リスクを適時に認識・把握し、適切な対応を行うこととしております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回定時に開催し、また必要に応じて適宜臨時に開催し、法定事項のほか、業務執行に関する基本事項・重要事項の方針について決定しております。
- (5) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を設置することができることとしております。
 - ② 取締役からの独立性を確保するため、監査役補助者の人事等については、監査役と事前に協議し決定することとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役または使用人は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす職務の執行の状況について報告しております。
- ② 監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。
- ③ 監査役は、当社の会計監査を行う監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	328,950	買掛金	103,615
売掛金	1,068,441	短期借入金	1,270,000
前払費用	59,229	一年以内返済 予定長期借入金	513,284
繰延税金資産	91,080	未払金	48,160
その他	738	未払費用	113,914
貸倒引当金	△6,140	未払法人税等	18,976
		賞与引当金	106,861
固 定 資 産		その他	27,504
有 形 固 定 資 産		固 定 負 債	
建物	1,133,691	長期借入金	1,948,539
構築物	33,277	退職給付引当金	121,182
車両運搬具	5,214	預り保証金	149,063
工具器具及び備品	71,918	負 債 合 計	4,421,100
土地	1,027,417	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	140,450	株 主 資 本	
無 形 固 定 資 産		資本金	432,280
ソフトウェア	9,752	資本剰余金	
その他	8,241	資本準備金	308,030
投資その他の資産		資本剰余金合計	308,030
投資有価証券	93,801	利益剰余金	
長期前払費用	101,387	利益準備金	1,000
敷金・保証金	966,628	その他利益剰余金	
繰延税金資産	150,601	繰越利益剰余金	124,543
その他	2,270	利益剰余金合計	125,543
		株主資本合計	865,853
資 産 合 計	5,286,954	純 資 産 合 計	865,853
		負 債 純 資 産 合 計	5,286,954

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,921,534
売 上 原 価	5,517,836
売 上 総 利 益	403,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	347,198
営 業 利 益	56,499
営 業 外 収 益	36,011
営 業 外 費 用	49,514
経 常 利 益	42,997
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	295
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	729
税 引 前 当 期 純 利 益	42,562
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,018
法 人 税 等 調 整 額	18,508
当 期 純 利 益	16,035

株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
					繰越利益 剰 余 金				
平成19年3月31日 残高	432,280	308,030	308,030	1,000	108,508	109,508	849,818	849,818	
事業年度中の変動額									
当期純利益					16,035	16,035	16,035	16,035	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	16,035	16,035	16,035	16,035	
平成20年3月31日 残高	432,280	308,030	308,030	1,000	124,543	125,543	865,853	865,853	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 ……………24～38年

工具器具及び備品 …… 2～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却によっております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については発生時の翌期に全額費用処理しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

当社は消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却をおこなっております。

(会計方針の変更)

従来、消費税及び地方消費税の処理につきましては、税込み方式によっておりましたが、当事業年度より税抜き方式に変更いたしました。この変更は、当事業年度より消費税等の納税について本則課税事業者に変更したため、消費税等の処理方法を見直し、より合理的な税抜き方式を採用したものであります。なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,058,095千円
土地	1,027,417千円
計	2,085,512千円

上記の物件は、長期借入金1,913,235千円、一年以内返済予定の長期借入金358,196千円、短期借入金399,053千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 641,587千円

(3) 関係会社に対する金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債務	840千円
--------	-------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

販売費及び一般管理費 9,900千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,738千株	一千株	一千株	5,738千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

事業税否認	4,522千円
賞与引当金損金算入限度超過額	43,150千円
未払社会保険料否認	5,060千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,004千円
繰越欠損金	36,342千円
計	91,080千円

② 固定資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	48,933千円
繰越欠損金	101,667千円
計	150,601千円
繰延税金資産合計	241,681千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8
住民税均等割り	18.5
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	62.3%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	258,856千円	144,007千円	114,848千円
ソフトウェア	22,105	14,430	7,675
合計	280,962	158,437	122,524

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	45,268千円
1年超	77,255千円
合計	122,524千円

- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	51,271千円
減価償却費相当額	53,563千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	121,660千円
1年超	914,927千円
合計	1,036,587千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 メディック スジャパン (注) 1	95,000	医療機器 販売・医 薬品卸・ 給食事業	0.97	-	給食業 務委託 及び事 業所賃 借	給食業務委託料等の支払(注) 2	35,216	買掛金	3,178
							事業所賃借料の支払(注) 3	11,200	敷金	2,800
							不動産の購入(注) 4	186,847	-	-

- (注) 1 当社の役員の近親者が議決権の100%を保有しております。
 2 給食業務委託料につきまして、市場価格を勘案の上決定しております。
 3 賃借料につきましては、近隣の取引実勢を勘案の上決定しております。
 4 売買価格につきましては、不動産鑑定士の鑑定評価に基づき交渉の上決定しております。
- 5 上記金額の取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 150円90銭
 (2) 1株当たり当期純利益 2円79銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	16,035千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	16,035千円
普通株式の期中平均株式数	5,738千株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成20年5月20日

株 式 会 社 シ ダ ー
常 勤 監 査 役 寺 戸 靖 和 ④
監 査 役 板 鳥 博 子 ④
監 査 役 江 口 博 明 ④

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第27期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類承認の件

議案は、前記提供書面（16頁から23頁まで）に記載のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

取締役会といたしましては、第27期の計算書類は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示していると判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

将来の事業拡大に伴い、介護市場の伸張や変化に迅速に対応した事業運営を目的として新設するほか、所要の字句の整序を図るため、現行定款第2条第1項～第27項を削除し、定款第2条第1項～第32項を新設するとともに、現行定款の一部を下表の変更案のとおり改めたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業</u></p> <p><u>2. 訪問看護の居宅サービス事業</u></p> <p><u>3. 居宅介護支援事業、介護予防支援事業の業務委託</u></p> <p><u>4. 医療用機械器具及び医療用・介護用諸用品の販売及びレンタル事業</u></p> <p><u>5. 通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護の居宅サービス事業</u></p> <p><u>6. 介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業</u></p> <p><u>7. 各種医療機関及び福祉施設・健康診断施設・健康増進施設の職員の能力開発の教育事業</u></p> <p><u>8. 総合リース業</u></p> <p><u>9. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>10. 日用品雑貨・衣料用繊維製品・食品類・生花の輸出入及び販売</u></p> <p><u>11. 古物売買並びにその受託販売</u></p> <p><u>12. 不動産の賃貸借、清掃等の管理</u></p> <p><u>13. 駐車場の経営</u></p> <p><u>14. 有料老人ホームの経営</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>15. 医療機関、福祉施設、老人保健施設、通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の管理、運営に関するコンサルティング事業並びにフランチャイズシステムによる通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の加盟店の募集及び指導育成</p> <p>16. コンピューターソフトウェアの開発及び販売</p> <p>17. ホームヘルパーの研修及び養成に関する事業</p> <p>18. 介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業</p> <p>19. 一般乗用旅客自動車運送事業</p> <p>20. 地域支援事業（介護予防特定高齢者施策）の業務委託事業</p> <p>21. 有料職業紹介事業</p> <p>22. 介護保険法に基づく地域包括支援センター（介護予防支援、介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護、地域ケア支援）運営事業</p> <p>23. 介護保険法に基づく地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）事業</p> <p>24. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）事業</p> <p>25. ホテル及び宿泊・料飲施設等の経営</p> <p>26. スポーツ及び温泉等の娯楽施設の経営</p> <p>27. 上記各号に附帯する一切の業務</p>	

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>1. 介護保険法に基づく事業</p> <p>(1) 居宅サービス事業</p> <p>①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤通所介護 ⑥短期入所生活介護 ⑦特定施設入居者生活介護 ⑧福祉用具貸与 ⑨特定福祉用具販売 ⑩居宅介護住宅改修</p> <p>(2) 地域密着型サービス事業</p> <p>①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護 ④認知症対応型共同生活介護 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>(3) 居宅介護支援事業</p> <p>(4) 施設サービス事業</p> <p>①介護老人福祉施設</p> <p>(5) 介護予防サービス事業</p> <p>①介護予防訪問介護 ②介護予防訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション ⑤介護予防通所介護 ⑥介護予防短期入所生活介護 ⑦介護予防特定施設入居者生活介護 ⑧介護予防福祉用具貸与 ⑨特定介護予防福祉用具販売 ⑩介護予防住宅改修</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(6) 地域密着型介護予防サービス事業</p> <p>①介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>②介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>③介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>(7) 地域包括支援センターの運営及び委託事業</p> <p>①介護予防支援</p> <p>②総合相談・支援</p> <p>③権利擁護</p> <p>④地域ケア支援</p> <p>(8) 地域支援事業（介護予防特定高齢者施策）の業務委託事業</p> <p>2. 社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業</p> <p>3. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業</p> <p>4. 医療用機械器具及び医療用・介護用諸用品の販売及びレンタル事業</p> <p>5. 医療機関、福祉施設、老人保健施設、通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の管理、運営に関するコンサルティング事業並びにフランチャイズシステムによる通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の加盟店の募集及び指導育成</p> <p>6. 各種医療機関及び福祉施設・健康診断施設・健康増進施設の職員の能力開発の教育事業</p> <p>7. 日常生活の家事代行・訪問看護・訪問介護・訪問リハビリテーション業務（介護保険外サービス）</p> <p>8. ホームヘルパー及び介護職員の研修・養成に関する事業</p> <p>9. 有料老人ホームの経営</p> <p>10. 有料職業紹介事業</p> <p>11. 労働者派遣事業</p> <p>12. 日用品雑貨・衣料用繊維製品・食品類・生花の輸出入及び販売</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>13. <u>古物売買並びにその受託販売</u></p> <p>14. <u>薬局の経営</u></p> <p>15. <u>医薬品、医薬部外品の販売</u></p> <p>16. <u>食品の加工及び宅配業</u></p> <p>17. <u>不動産の賃貸借、清掃等の管理</u></p> <p>18. <u>ビルメンテナンス業</u></p> <p>19. <u>総合リース業</u></p> <p>20. <u>駐車場の経営</u></p> <p>21. <u>コンピューターソフトウェアの開発及び販売</u></p> <p>22. <u>一般乗用旅客自動車運送事業</u></p> <p>23. <u>集合住宅の運営・管理</u></p> <p>24. <u>ホテル及び宿泊・料飲施設等の経営</u></p> <p>25. <u>スポーツ及び温泉等の娯楽施設の経営</u></p> <p>26. <u>出版業</u></p> <p>27. <u>クリーニング業</u></p> <p>28. <u>美容院及び理髪店の経営</u></p> <p>29. <u>旅行業</u></p> <p>30. <u>住宅リフォーム業</u></p> <p>31. <u>広告業</u></p> <p>32. <u>上記各号に附帯する一切の業務</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	山崎嘉忠 (昭和30年1月11日生)	昭和50年3月 下関カマチ病院入職 昭和56年9月 小文字病院入職 平成9年4月 下関第一病院入職 平成12年10月 当社入社、当社代表取締役社長就任（現任）	1,457,700株
2	座小田孝安 (昭和38年1月25日生)	昭和60年3月 昭和病院入職 昭和61年4月 小文字病院入職 平成12年7月 (株)メディックス・ジャパン入社 平成12年10月 当社入社、当社専務取締役営業本部長就任（現任）	284,200株
3	松尾剛 (昭和16年2月1日生)	昭和38年4月 関西経営管理協会入社 昭和39年8月 睦通信(株)入社 昭和45年8月 (株)新川商事入社 平成元年8月 (株)プロスタンス入社 平成14年3月 当社入社、管理本部長 平成14年5月 当社取締役管理本部長就任（現任）	12,500株
4	吉木伸彦 (昭和36年11月9日生)	昭和60年4月 農林中央金庫入社 平成元年9月 太田昭和監査法人入所（現新日本監査法人） 平成2年11月 (株)アシスト（現(株)ビジネス・トラスト）設立、代表取締役社長就任（現任） 平成5年3月 公認会計士登録 平成5年4月 税理士登録 平成15年3月 当社取締役就任（現任） (他の法人等の代表状況) 株式会社ビジネス・トラスト代表取締役社長	4,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
5	川野好彦 (昭和8年8月21日生)	昭和27年4月 三栄産業株式会社入社 昭和43年8月 川野商事創立 昭和47年7月 株式会社小倉屋設立、代表取締役就任(現任) 平成16年12月 当社取締役就任(現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社小倉屋代表取締役	2,900株

- (注) 1. 取締役候補者吉木伸彦氏は、株式会社ビジネストラストの代表取締役社長であり、当社は、同社との間にコンサルティング契約を締結しております。
(その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。)
2. 吉木伸彦氏及び川野好彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉木伸彦氏及び川野好彦氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
吉木伸彦氏は、公認会計士として財務及び会計の豊富な知見を有しており、専門的見地から助言、指導をいただける人物として適任であり、また会社経営に関する幅広い知識・経験を有しており、経営全般に対して提言をいただける人物として適任と判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、川野好彦氏は、長年の会社経営の実務経験等から当社の経営について指導、助言、監視を頂ける人物として適任と判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 吉木伸彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年3ヶ月となります。
川野好彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年6ヶ月となります。
5. 当社は、吉木伸彦氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役（2名）が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	江口 博明 (昭和11年11月1日生)	昭和42年9月 西部沢井薬品株式会社設立 代表取締役就任(現任) 平成16年6月 当社監査役就任(現任) (他の法人等の代表状況) 西部沢井薬品株式会社代表取締役 長崎薬品株式会社代表取締役 株式会社ベルサント代表取締役	2,500株
2	板鳥 博子 (昭和31年9月27日生)	昭和49年4月 三栄食品株式会社入社 昭和54年9月 東洋リノリューム株式会社 入社 昭和63年2月 司法書士登録 昭和63年7月 司法書士業開業 平成16年6月 当社監査役就任(現任)	2,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 江口博明氏及び板鳥博子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 江口博明氏及び板鳥博子氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 江口博明氏は、自ら医療関連の会社を経営しており、会社経営の豊富な経験を有しております。この経験を生かし、特にコンプライアンスの観点から監査役としての役割を果たすことが期待できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- また、板鳥博子氏は、司法書士としての職歴やリーガルの知識など、会社が会社に対して公正な役割を果たしているかを監督するという観点から相応しい人材であると判断しております。なお過去に会社経営の経験はありませんが、法律の専門家として高い見識を有していること、かつ過去4年間監査役としての職責を十分に果たしていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 江口博明氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 板鳥博子氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

以上

<メモ欄>

<メモ欄>